

議提第6号

インボイス制度に関する経過措置の延長を求める意見書

会議規則第14条の規定により、インボイス制度に関する経過措置の延長を求める意見書を次のとおり提出する。

令和7年9月26日 提出

提出者	北本市議会議員	桜井卓
賛成者	北本市議会議員	毛呂一夫
賛成者	北本市議会議員	村田裕子

北本市議会議長 保角美代様

インボイス制度に関する経過措置の延長を求める意見書

一昨年 10 月に、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。課税事業者（適格請求書発行事業者）は消費税の申告・納税が義務付けられるため、消費税の納税が必要となるだけでなく、適格請求書の発行や税額計算などの事務負担が増大することとなった。

課税期間の基準期間における課税売上高が一千万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されるが、免税事業者との取引では仕入税額控除が受けられないため、課税事業者から取引を差し控えられたり、消費税分の値引きを要求されたりする恐れがある。免税事業者からの課税仕入れについては、令和 8 年 9 月 30 日までは 80%の控除を認める経過措置が講じられているが、令和 8 年 10 月 1 日以降は 50%控除に縮小され、令和 11 年 10 月以降は控除が認められなくなる。経過措置がなくなれば、免税事業者が商取引から排除される懸念が生じるし、課税事業者になったとしても税負担や事務処理の負担が増大することとなる。

また、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった場合、仕入税額控除の金額を特別控除税額とすることができ 2 割特例の負担軽減措置が講じられているが、適用できる期間は令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間となっている。事務負担を軽減する制度として、簡易課税制度が設けられているものの、飲食店業を除くサービス業など第 5 種事業のみなし仕入率は 50%、建設業・製造業などの第 3 種事業でも 70%であり、2 割特例と比較して仕入れに係る消費税額は減少することとなる。

エネルギー価格や原材料費等の物価高騰が長期化し、人材不足が深刻化する中で、小規模事業者の経営環境は一層の厳しさを増しており、インボイス制度に関する各種経過措置が予定どおり縮小又は廃止された場合、税負担や事務負担の増大により、一人親方をはじめとした多くの小規模事業者が廃業に追い込まれ、我が国の経済の発展にも大きな支障を来すことが懸念される。

よって、国においては、インボイス制度に関する免税事業者等からの仕入れに係る経過措置及び小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2 割特例）を延長することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
経済産業大臣、内閣官房長官、経済財政政策担当大臣